

# 令和8年度 食のまち宗像推進補助金 募集要領

## 申込受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年12月25日(金)まで

※受付は先着順で、予算上限に到達次第終了します。ご了承ください。

## 補助対象期間

「事業着手(発注日)～経費支払を含む事業完了日」が下記に該当すること

交付決定日～令和9年3月31日(水)まで

## 補助対象事業

※詳しくは「募集要領(P2)」及び「Q&A」をご覧ください。

### ①地域特産品(※1)開発支援事業

- ▶ 新たな地域特産品の開発に係る事業、既存の地域特産品の改良(※2)に係る事業、又は既存の地域特産品のパッケージ変更に係る事業

(※1) 地域特産品とは市内で生産された原材料を加工した商品又は市内で原材料を製造・加工する商品で市の魅力を発信できる商品をいいます。

(※2) 既存商品の改良についても、市内で生産された原材料を加工した商品又は市内で製造・加工される商品とします。

### ②食を生かした賑わいづくり事業

- ▶ 3者以上(飲食事業者含む)の事業者が連携して行う食のイベントで、地域の食材を活用した料理の提供もしくは販売イベントやフェアの開催に係る事業(※3)(※4)

(※3) 料理の提供等が付随的に行われるイベントは対象外となる場合があります。

(※4) 来場者に対し、使用食材が分かる表示を行う等、宗像の食の魅力が伝わるよう情報発信を行う必要があります。

## 補助率・上限額

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

補助率 2分の1 / 補助上限額 20万円

【問合せ・申込窓口】 ※申請書のご提出は窓口またはメール

宗像市 産業政策課 商工観光係

■ 住所：〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号(北館2階)

■ TEL：0940-36-0037

■ E-mail：[sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp)



【申請様式はこちらから】

※申請にあたっては、チラシ、本要領、Q&A、市ホームページなどを必ず確認してください。

## 1. 補助金概要

市の食材を活用した販路拡大・域内消費の促進による商工業の振興を図るため、市内の地域資源等を生かした特産品の開発、もしくは食関連イベント等の実施に係る経費の一部を補助します。

## 2. 補助対象期間

- 補助金交付決定の日から令和9年3月31日(水)まで

※ 補助対象となる経費は、補助金交付決定後に着手（契約・発注）した申請事業に必要な経費（消費税抜き）で、令和9年3月31日(水)までに請求・支払い行為が完了するものです。

## 3. 補助対象事業

### （1）地域特産品開発支援事業

- 新たな地域特産品の開発・販売促進に係る事業
- 既存の地域特産品の改良・販売促進に係る事業
- 既存の地域特産品のパッケージ変更に係る事業

### （2）食を生かした賑わいづくり事業

- 市内事業者が主体となつて行う食関連イベントで、3者以上（飲食事業者含む）の事業者が連携して行う、地域の食材を活用した料理の提供もしくは販売イベントやフェアの開催に係る事業

## 4. 補助金額・補助上限額

補助対象事業	補助率	限度額
地域特産品開発支援事業	補助対象経費の2分の1以内	20万円
食を生かした賑わいづくり事業		

※補助対象経費に消費税は含みません。

※補助対象経費に1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

## 5. 補助対象者

熱意を持って新しい地域特産品づくりや賑わいづくりに取り組む事業者であつて、以下の要件をすべて満たす者。

- （1）宗像市内に事業所又は店舗を有し、市内で事業を行っていること
- （2）市税等に滞納がないこと
- （3）暴力団員もしくは暴力団でなくなった日から5年を経過しない者でないこと、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと

※「食を生かした賑わいづくり事業」については、市内事業者1者を代表事業者として補助の対象とし、すべての事業者が（2）（3）の要件を満たす必要があります。

## 6. 補助対象経費

補助対象となる経費は、**補助金の交付決定後**に着手（契約・発注）した申請事業に必要な経費で、**令和9年3月31日(水)までに**請求・支払いが完了するものです。

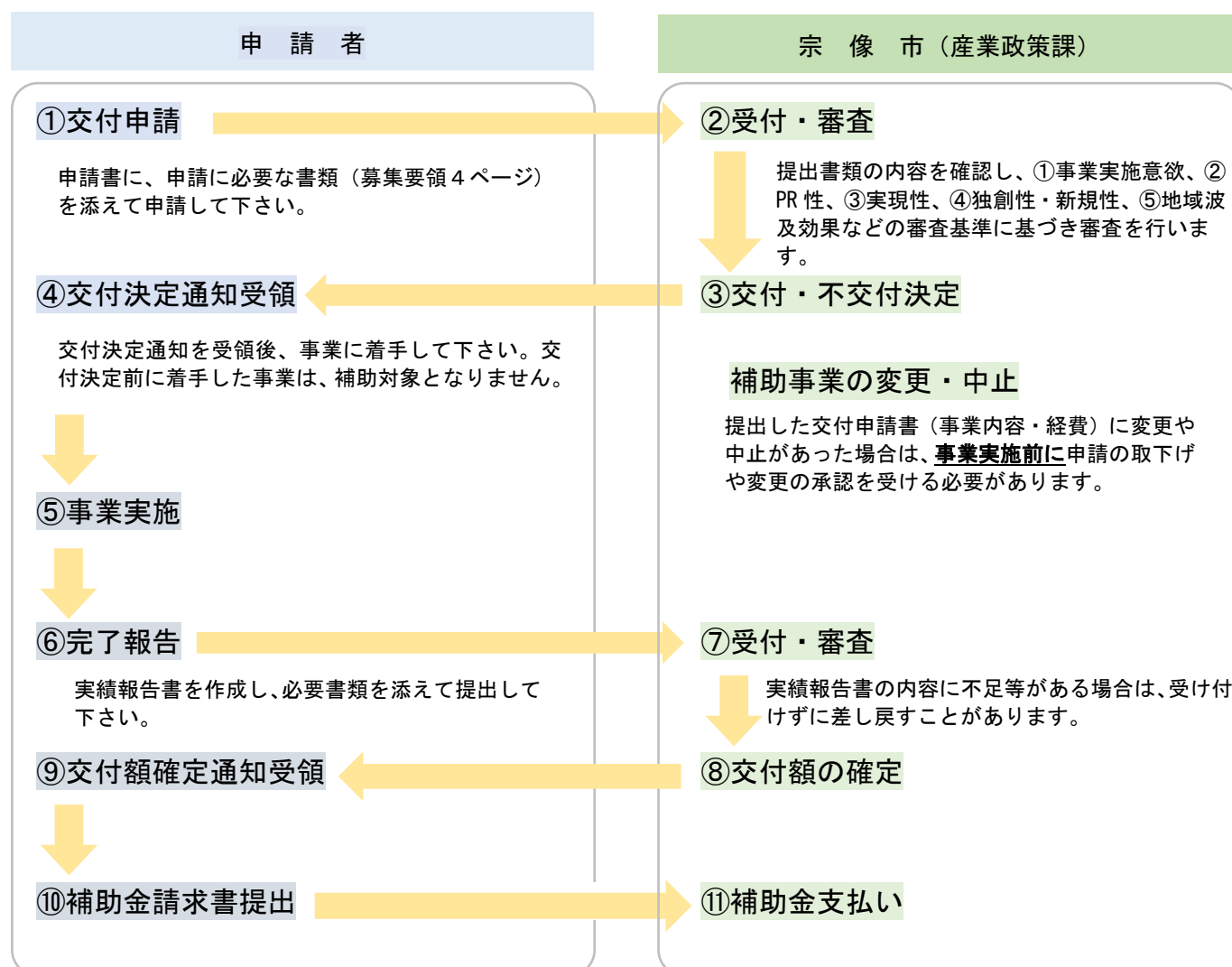
(1) 地域特産品開発支援事業	(2) 食を生かした販わいづくり事業
商品開発に係るアドバイザーの謝金及び旅費	講師謝金及び旅費
成分の分析又は検査、商品加工の委託に係る経費	ホームページ制作の委託に係る経費
原材料（販売用に製造する商品の原材料費を除く）の購入に係る経費	イベントの実施に必要な物品の購入に係る経費
機器リース料	会場使用料、車両借上料及び機器のリース料
商品のパッケージ又はラベルの制作に係る経費	チラシ、パンフレット、ポスター等の制作に係る経費
その他特に市長が必要と認める経費	その他特に市長が必要と認める経費

※汎用性があり、事業終了後も引き続き利用できる物品等の購入に係る経費は補助対象外となります。

※補助対象者及びその構成員、補助対象者と雇用関係にある人への講師謝金等は補助対象外となります。

※自社（複数の事業者で実施する事業にあつては構成する全ての事業者）製品の調達又は関係会社からの調達に係る経費は補助対象外となります。

## 7. 補助金申請までの流れ



## 8. 補助金申請の方法

### (1) 申込受付期間

令和8年6月1日(月) ~ 令和8年12月25日(金)まで

※受付は先着順で、予算上限に到達次第終了します。ご了承下さい。

### (2) 提出方法

補助金の申請書に必要な書類を添えて、宗像市産業政策課（北館2階）へ提出して下さい。

### 【メールで提出する場合】

宛先：sangyouseisaku@city.munakata.lg.jp

宗像市産業政策課商工観光係

## 9. 提出書類

### ■申請に必要な書類（以下の書類をA4サイズでご用意下さい）

<b>交付申請書【様式第1号】</b>
・全ての項目をご記入下さい。 ・食を生かした賑わいづくり事業の場合、代表申請者以外の連携事業者の一覧を別途提出してください。
<b>事業計画書【様式第2号】</b>
・全ての項目をご記入下さい。
<b>支出計画書【様式第2—2号】</b>
<b>誓約書【様式第3号】</b>
・法人は法人印、個人事業者は代表個人印を押印して下さい。自筆でサインする場合、押印を省略できます。 ・食を生かした賑わいづくり事業の場合、全ての事業者が提出してください。
<b>市税に滞納のないことの証明書</b>
・3ヶ月以内に取得したものに限りです。 ・個人事業者は個人名、法人は法人名の証明書を提出して下さい。 ・食を生かした賑わいづくり事業の場合、全ての事業者が提出してください。
<b>補助対象経費に係る見積書の写し</b>
<b>登記簿謄本等の写し</b>
・事業を行っていることがわかる書類
<b>本人確認書類（個人事業者のみ）</b>
・運転免許証、保険証、マイナンバーカード（番号は黒塗りすること）いずれかの写し。 ・食を生かした賑わいづくり事業の場合、全ての個人事業者が提出してください。

※必要に応じて追加の資料をお願いする場合がございます。

■事業完了後の実績報告（事業完了後30日以内に、以下の書類を提出して下さい）

実績報告書【様式第6号】
支出報告書【様式第7号】
領収書（写し） ・支払方法により必要書類が異なります。下記を参照してください。
事業成果がわかる資料・写真等 （1）地域特産品開発事業 ・開発した新商品または改良・変更した商品の写真 （2）食を生かした賑わいづくり事業 ・イベント開催の様子がわかるもの（チラシの現物、当日の会場写真、ホームページ 等） ・補助対象経費として請求する箇所の写真（購入した物品、リース機器 等）

※必要に応じて追加の資料の提出をお願いする場合がございます。

■支払方法別必要書類について

- ・ 原則、銀行振込のみです。
- ・宛名のない領収書や補助事業者名と異なる名義の領収書等は認められません。  
（法人は法人名のもの、個人事業者は個人名（屋号も可）である必要があります。）
- ・10万円（税抜）を超える現金払いは認められません。
- ・クレジットカード払いは1回払いが対象です。
- ・法人がクレジットカード払いをする場合、その法人のカード以外での支払いは認められません。

銀行振込（原則）

- ・（ATMの場合）ご利用明細票
  - ・（窓口の場合）振込金受取書
- ※ネットバンキングの場合は、「振込の記録（取引履歴等）」と「通帳のコピー（口座名義、引落としが確認できるページ）」をご提出ください。

現金払い・電子マネー

- ・レシートまたは領収書⑤
  - ・支払履歴画面（電子マネーの場合）
  - ・登録情報画面（電子マネーの場合）
- ※現金払いが認められる支払いに限り、電子マネー・バーコード決済での支払いも可

クレジットカード払い

- ・領収書⑤
- ・カード会社発行のカード利用明細書⑤
- ・通帳の引落としが確認できるページ⑤
- ・口座名義が確認できるページ⑤

インターネット取引の場合

上記書類に加え、注文完了画面またはメールのプリントアウト（支払方法が分かるもの）を提出してください。

■補助金の請求（補助金の額の確定通知を受け取った後、以下の書類を提出して下さい）

請求書【様式第8号】
------------

■事業内容の変更・取り下げに必要な書類（補助金の交付決定通知後に事業内容の変更、または申請を取下げの際は以下の書類を提出して下さい）

#### (事業内容を変更する場合) 変更申請書【様式第4号】

- ・変更申請は事業実施前に提出し、事前に承認を受ける必要があります。

#### (事業未実施の場合) 交付申請取下書【様式第5号】

※必要に応じて追加の資料をお願いする場合がございます。

## 10. 注意事項

この補助金は、宗像市補助金等交付規則（平成15年宗像市規則第31号）、食のまち宗像推進補助金交付要綱及び当要領によりますが、特に次の点にご留意下さい。

### 【申請にあたって】

- この補助金は、補助金交付申請書を受理してから、提出書類により事業内容を①事業実施意欲、②PR性、③実現性、④独創性・新規性、⑤地域波及効果などの審査基準に基づき審査を行い、交付又は不交付を決定します。申請すれば必ず交付されるものではありません。
- 複数の事業者が連携して行う食を生かした賑わいづくり事業については、代表事業者1者を決め申請を行ってください。市外事業者が含まれる場合、代表事業者が市内事業者の場合のみ補助対象とします。
- 補助金の交付は、事業者ごとに1年度中、1回のみとします。また、複数事業者が連携して行う事業にあっては、年度中に補助金を既に交付している、又は補助金交付を行った連携事業者の中に当該事業者が含まれている場合は補助対象外とします。
- 申請書の内容では交付・不交付を判断することができない場合は差し戻すこともありますので、申請書はしっかりと記入して下さい。
- 補助対象経費は、当該事業に直接必要な経費であって、交付決定日以降に発生した経費のみが対象となります。

### 【採択後】

- この補助金の補助対象は、「補助対象期間」中に実施、支払いが完了した経費であって、証拠書類等により対象経費として確認できるものに限りします。
- 補助対象事業の内容を変更する必要があるときは、事業に着手する前に変更承認申請書を提出し、変更の承認を受ける必要があります。
- 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります（交付を行わない場合もあります）。また、「補助金交付決定通知書」に記載した金額を上回ることはできません。

### 【補助事業終了後】

- 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合や、補助事業で取得した物品等を補助事業以外の目的（単なる私的利用や転売等）での利用がわかった場合は、交付決定を取り消すとともに、補助金を返還いただくことがあります。
- 市内事業者の取組事例として、事業内容を公表させていただくことがあります。

■補助金概要について

Q 1	地域特産品とは具体的にどのような商品ですか。
A 1	<p>地域特産品とは市内で生産された原材料を加工した商品又は市内で原材料を製造・加工する商品で市の魅力を発信できる商品をいいます。 <u>なお、飲食店等で「直接」提供される料理等は対象になりません。</u></p> <p>【新商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宗像市で水揚げされたアカモクを使用して作ったフリーズドライの味噌汁</li> <li>・宗像産の米を使用し醸造されたスパークリング日本酒</li> </ul> <p>【既存商品の改良】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の商品を改良し、新商品と同等の付加価値化を図るための取り組み など</li> </ul>
Q 2	他の事業者が既に商品化しているものと類似する商品は対象になりますか？
A 2	申請事業者において新たな商品であり、他の類似商品と何らかの違いを有して差別化できるものであれば対象となります。(製法等の特許や商標登録にご注意ください。)
Q 3	開発が思うようにできず、商品化できなかった場合はどのようになりますか
A 3	交付決定を受けて商品開発を進めた結果、商品化に至らなかった場合は、補助の対象とはなりません。その場合、申請取下書(様式5号)を提出していただきます。
Q 4	地域特産品開発支援事業において飲食店で提供する新メニューの開発は補助の対象となりますか。
A 4	飲食店での提供のみを目的とする新メニューの開発は補助の対象にはなりません。
Q 5	地域特産品開発支援事業で新商品の開発にあたらないものとはどのようなものでしょうか。
A 5	単に食材をカットしたものや、乾燥したようなものは新商品の開発にはあたりません。
Q 6	既に販売している商品の味付けを変えた商品を開発しますが補助の対象となりますか。
A 6	味付けの変更など軽微な改良については補助の対象にはなりません。
Q 7	木工品や陶器などの特産品の開発はこの補助の対象となりますか。
A 7	木工品などの工芸品は補助の対象にはなりません。
Q 8	単独で行う食のイベントは補助の対象となりますか。
A 8	3者以上の複数の事業者による食のイベントとしておりますので対象外となります。
Q 9	飲食事業者3者で食のイベントを行いますが、市内事業者は1者です。この場合補助の対象となりますか。
A 9	食を生かした賑わいづくり事業は <b>3者以上(飲食事業者含む)の複数の事業者による食のイベント</b> で、代表事業者が市内事業者である必要があります。その為対象となります。
Q 10	既存の食のイベント事業で補助要件を満たす場合、食を生かした賑わいづくり事業の補助の対象となりますか。
A 10	既存のイベントを同じように実施するものについては、対象外とします。既存のイベントを補助対象とするためには、イベントの規模拡大や新たな要素を入れてイベント内容の見直しを図るなど、従来とは違った形でのイベント開催とすることが必要となります。

## ■補助申請者について

Q11	農林漁業者は、対象となりますか。
A11	個人事業者は商工業者に限りますので、自身で生産、捕獲・採取した農水産物をそのまま出荷・販売している場合は対象となりません。ただし、農水産物を加工販売している場合は対象となりますので「製造業その他」として申請して下さい。
Q12	個人事業主ですが市内居住者であることが必要となりますか。
A12	市内に事業所があり市内で事業を行っている事業者であれば、市外に住所がある方でも対象となります。
Q13	7者（市内5、市外2）が連携して食のイベントを行います。申請は全員で行う必要がありますか。
A13	申請は市内事業者1者を代表事業者として申請してください。なお、他の連携事業者は交付申請書【様式第1号】の別紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

## ■補助対象経費について

Q14	既に地域特産品として販売している商品がありますが、その既存商品の販売を促進するためのPRに係る経費は補助の対象となりますか。
A14	この補助金の設置目的から、既存商品の販売促進を目的としたPRのみで新規開発や改良を伴わないものは補助の対象とはなりません。
Q15	飲食店とイベント企画・運営会社が連携して食のイベントを行います。関連する経費は補助の対象となりますか。
A15	3者以上（飲食事業者含む）の補助対象要件を満たす事業者で実施される場合、本要領の3ページに記載の補助対象経費に該当するものは補助の対象になります。なお、参加している事業者への支払いは補助の対象外となります。
Q16	送料も含めて対象となりますか。
A16	設置の内容が補助対象となるものについては、送料も含めて対象となります。ただし、運送費の詳細が確認できる書類（運送会社が発行した配送伝票等）をご提出いただく場合があります。
Q17	開催を予定していた食のイベントが中止となりましたが、これまでかかった補助対象経費は補助対象になりますか。
A17	対象外です。

## ■その他

Q18	補助の可否はどのようにして決まりますか。
A18	提出書類の内容を確認し、①事業実施意欲、②PR性、③実現性、④独創性・新規性、⑤地域波及効果などの審査基準に基づき審査を行います。 補助金交付要綱やこの要領に沿う事業であっても、上記観点から補助の対象外となることがあります。
Q19	国や自治体から他の補助金と併用できますか。
A19	他の補助制度において、同一の経費について交付決定を受けた、または支払いを受けたものは補助対象外となります。